

呉市内の保育所等を利用されている皆様へ

利用自粛を行った場合の保育料の取り扱いについて

1. 利用自粛をお願いする期間

4月20日（月）～5月6日（祝・水） ※今後の状況により期間を延長する場合もあります。

2. 対象施設

保育所、認定こども園、地域型保育事業

3. 保育料の日割り計算方法

【4月保育料の計算例】 4月の保育料 (A) × $\frac{\text{開所日数} - \text{利用を控えた日数}}{25}$ = (B)

【10円未満切り捨て】

→ (A) - (B) = 翌々月以降に充当または還付

4. 登園自粛のお願いに伴う留意点

- ・0～2歳児クラスについて、期間中に利用を控えた日数に応じて保育料の減免措置（日割り計算）を行います。
- ・4月・5月の保育料は全額お支払いいただき、翌々月以降の保育料に充当または還付を予定しております。
(認定こども園の保育料の取り扱いについては、各園にお問い合わせください)
- ・施設で徴収している実費の取扱いについては、ご利用の施設にご確認ください。

お問い合わせ先：子育て施設課 TEL 25-3144